

安城市食料・農業・交流基本計画策定業務に係る公募型プロポーザル方式実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

安城市食料・農業・交流基本計画策定業務

(2) 業務内容

別紙「安城市食料・農業・交流基本計画策定業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和10年3月31日（金）まで

(4) 委託上限額（消費税及び地方消費税を含む）

全体額 8,000千円

【令和8年度】3,500千円

【令和9年度】4,500千円

2 プロポーザルのスケジュール

日 程	項 目
令和8年7月24日（金）	公告
7月30日（木）	質問書提出期限
8月10日（月）	参加表明書提出期限
8月31日（月）	企画提案書提出期限
9月16日（水）	プレゼンテーション審査会
9月25日（金）	結果通知発送（予定）
9月中	契約締結

3 応募資格

参加者は、次のいずれにも該当する場合、応募資格があるものとする。

- (1) 安城市競争入札参加資格者名簿（物品・その他委託）に登録されていること。
- (2) 公告日から契約締結日までに、安城市から入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (3) 過去5年間（当該年度を含まず。）において、地方自治体が発注した同種又は類似業務を元請として完成した実績を有すること。

なお、ここでいう同種又は類似業務とは、国の食料・農業・農村基本計画、食育推進基本計画、都市農業振興計画のすべて又はいずれかと整合性を図る計画の策定業務

のことをいう。

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (5) 公告日から契約締結日までにおいて、「安城市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年3月30日付け安城市長・愛知県安城警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

4 企画提案書等の作成に係る質問の受付及び回答

(1) 提出方法

別紙「質問票」（様式5）により、件名を「安城市食料・農業・交流基本計画策定業務企画提案書等に関する質問」とした電子メールで提出すること。なお、送信後、安城市役所産業部農務課農政係へ電話にて確認すること。

電話・FAXによる質問は受け付けない。また、本実施要領・仕様書に関する内容以外の質問は受け付けない。

電子メール：nomu@city.anjo.lg.jp

(2) 提出期限

令和8年7月30日（木）午後4時

(3) 回答方法

質問受付後、随時ホームページに回答を掲載する。

5 参加表明書等の提出

(1) 書類提出場所

下記の期日までに安城市産業部農務課農政係へ持参または郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。ただし持参の場合は土曜日、日曜日を除く。郵送による場合も受付期間内に必着とし、受付期間内に電話により到着の確認をすること。なお、発注者は郵送事故等への責任は負わない。

(2) 提出期限

令和8年8月10日（月）午後4時必着

理由を問わず、提出期限の延長は行わない。

(3) 提出書類

- | | |
|--------------------|----|
| ア 参加表明書（様式1） | 1部 |
| イ 同種・類似業務実績一覧（様式2） | 1部 |
| ウ 業務実施体制図（様式3） | 1部 |

エ 配置予定技術者の経歴等（様式4） 1部

※イに記載したものについては、当該業務内容のわかる書類の写しを提出。

（4）プレゼンテーション審査会日程通知

参加表明書（添付書類含む。）を提出し、参加資格要件を満たすと判定された参加者には、令和8年8月14日（金）頃にプレゼンテーション審査会の詳細な日程を通知する。なお、参加資格要件を満たさないと判定された参加者は、その理由を掲載の上、通知する。

6 企画提案書等の作成及び提出方法等

（1）書類提出場所

下記の期日までに安城市産業部農務課農政係へ持参または郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。ただし持参の場合は土曜日、日曜日、祝日を除く。郵送による場合も受付期間内に必着とし、受付期間内に電話により到着の確認をすること。なお、提出時の企画内容説明は受け付けないものとする。また、発注者は郵送事故等への責任は負わない。

（2）書類提出期限

令和8年8月31日（月）午後4時必着

提出期限後の書類の再提出、差し替え、追加提出等は認めないものとする。ただし、企画提案書の内容を確認するため、発注者が追加資料を求めた場合はこの限りではない。

（3）書類提出部数

各書類とも紙媒体による原本1部とそのカラーコピー6部の計7部とする。（7部ともフラットファイルに閉じて提出すること。）

（4）書類提出方法

ア 「（5）提出書類一覧表」の順番にまとめること。

イ 企画提案書の様式は任意とし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。ただし、図表等についてはこの限りではない。

ウ 分かりやすい表現に努めること。

エ 1社1提案とすること。

(5) 提出書類一覧表

順番	提出書類の名称	様式	規格等
1	表紙	様式任意	○所在地、称号又は名称、代表者氏名、電話番号を明記すること。
2	企画提案書	様式任意 A 4 判	○別紙「安城市食料・農業・交流基本計画策定業務仕様書」に基づき、基本的な考え方、計画策定にあたってのポイント、策定業務内容、アピールポイントを明記すること。 ○原則、両面印刷（カラー）とし、20 頁以内にまとめること。 ○別紙「業者選定のための評価基準」に合わせて企画提案書をまとめること。
3	工程表	様式任意 A 3 判可	○受注者が実施する業務と市が実施する業務を明確に区別すること。 ○ <u>原則、令和10年1月中にパブリックコメント手続きに入り、令和10年2月に安城市農業振興協議会からの答申を反映した最終案が取りまとめられるスケジュールで提案すること。</u> 可能な限り前倒しした工程で提案すること。
4	見積書	任意様式	○見積り内容を可能な限り詳細に記載すること。（税抜き） ※採用後は企画提案書の内容を協議の上、改めて見積書を提出すること。
5	計画見本		○他自治体で策定済の同種または類似計画又は概要版（最も最新のもの）

※5 計画見本についてはフラットファイルに閉じずに提出すること。

7 優先交渉権者の選定

(1) 選定委員会の設置

発注者は、安城市プロポーザル方式試行要領第7条に基づき、選定委員会において審査する。

(2) 優先交渉権者の決定等

発注者は、選定委員会の選定を受けて、最も優秀な提案をした参加者を優先交渉権者として決定する。

(3) プレゼンテーション審査会

ア 日 時 令和8年9月16日（水）

イ 場 所 安城市役所

ウ 説明者 説明者は3人まで。本業務を実際に行う担当者を主とすること。

エ 時間割 準備 10 分、説明 20 分、質疑応答 20 分

オ 機器の使用 審査当日にパワーポイント等プレゼン用ソフトの使用を可とする。

なお、スクリーン、プロジェクターは発注者で準備を行うが、説明に使用する場合の機器接続等準備は参加者が行うものとする。

8 選定基準

- (1) 「評価基準」は、別紙「業者選定のための評価基準」のとおり。
- (2) 選定委員会の各委員が各提案についてそれぞれ審査を行う。
- (3) 審査方法は、委員ごとに評価し、その合計点が高い順に順位をつけ、第 1 位とした委員を最も多く獲得した参加者を優先交渉権者として選定する。なお、同数の場合は、その参加者の中で第 2 位を最も多く獲得した参加者を優先交渉権者とする。ただし、第 1 位の数及び第 2 位の数が同数であった場合は、各委員の総合点数がより高い参加者を優先交渉権者とする。優先交渉権者が辞退した場合、または優先交渉権者がその資格を喪失した場合は、次順位の参加者を優先交渉権者に選定する。
- (4) 全委員の総合点数が満点の 6 割に満たない場合は優先交渉権者とししない。

9 審査結果について

- (1) 審査終了後、選定結果を提案者に個別に通知する。
- (2) 審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

10 提案の無効について

次のいずれかに該当する場合は無効とする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為を行った場合
- (4) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為が認められる場合
- (5) 見積書の金額が委託上限額を超える場合

11 契約の締結

- (1) 選定委員会が選定した優先交渉権者（受注者）と発注者が協議し、委託契約に係る仕様を確定させた上で契約を締結する。仕様書の内容は提案された内容を基本とするが、優先交渉権者と発注者との協議により最終的に決定する。
- (2) 契約金額は、協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴収

し決定する。なお、見積金額は委託上限額を超えないものとする。

- (3) 優先交渉権者と発注者との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、審査結果において次順位の優秀提案者と協議を行うこととする。

1 2 その他

- (1) 誤字等を除き、提案書提出後の内容変更及び追加は、原則として認めない。
- (2) 企画提案書作成に要する費用等、今回の提案に係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しないものとする。なお、提出された書類を参加者に無断で本件の目的以外に使用することはありません。
- (4) 著作権の取扱いは、次のとおりとする。

ア 決定した事業者の提案に係る著作権は、安城市に帰属する。ただし、契約締結前にあっては、提案者に帰属する。

イ 決定されなかった事業者の提案に係る著作権は、提案者に帰属する。

- (5) 提案参加を辞退する場合は、速やかに連絡すること。なお、企画提案書等の書類提出期限までに提出がない場合は、辞退したものとする。

参加辞退は自由であり、辞退したとしても以後不利益な扱いは行わない。

- (6) 提出書類について安城市情報公開条例（平成12年安城市条例第49号）第6条に基づく開示請求があったときは、一般社員の氏名、経歴等の個人情報に該当するものを除き原則として開示することとなる。ただし、法人その他の団体の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するものは不開示となる場合があるため、これに該当する部分があるときは、不開示としてほしい項目及びその項目ごとの具体的な理由（どのような根拠で、どのような権利利益が害されるか等）を、企画提案書の提出時に、書面により申し出ること。ただし、当該項目及び理由が同条例第7条各号に該当すると認めがたい場合は、開示することがある。

－問合せ先及び各種書類の提出先－

安城市役所 産業部 農務課 農政係（北庁舎3階69番窓口）

〒446-8501 安城市桜町18番23号

電話番号（0566）71-2233（直通）

FAX番号（0566）76-1112

電子メール nomu@city.anjo.lg.jp